

鳥取県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月10日

鳥取県公安委員会委員長 井手 添 正

鳥取県公安委員会規則第2号

鳥取県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

鳥取県警察の組織に関する規則（昭和37年鳥取県公安委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下「移動条項等」という。）に対応する同表の改正後の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下「移動後条項等」という。）が存在する場合には、当該移動条項等を当該移動後条項等とし、移動条項等に対応する移動後条項等が存在しない場合は、当該移動条項等（以下「削除条項等」という。）を削り、移動後条項等に対応する移動条項等が存在しない場合には、当該移動後条項等（以下「追加条項等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条、項及び号の表示並びに削除条項等を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条、項及び号の表示並びに追加条項等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（総務課）</p> <p>第3条 総務課においては、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>（1）～（6） 略</p> <p><u>（7） 被疑者取調べの監督に関すること。</u></p> <p><u>2 総務課に、公安委員会補佐室及び取調べ監督室を附置する。</u></p> <p><u>3 公安委員会補佐室においては、第1項第3号及び第4号に掲げる事務を処理する。</u></p> <p><u>4 取調べ監督室においては、第1項第7号に掲げる事務を処理する。</u></p>	<p>（総務課の所掌事務）</p> <p>第3条 総務課においては、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>（1）～（6） 略</p>
<p>（警察県民課）</p> <p>第4条 略</p> <p><u>2 警察県民課に、鳥取県警察音楽隊及び被害者支援室を附置する。</u></p> <p><u>3 鳥取県警察音楽隊においては、第1項第3号に掲げる事務を処理する。</u></p> <p><u>4 被害者支援室においては、第1項第4号から第6号までに掲げる事務を処理する。</u></p>	<p>（警察県民課の所掌事務）</p> <p>第3条の2 略</p>
<p>（会計課）</p> <p>第5条 略</p>	<p>（会計課の所掌事務）</p> <p>第4条 略</p>

2 会計課に、監査室を附置する。

3 監査室においては、第1項第4号に掲げる事務を
処理する。

(警務課)

第6条 略

2 警務課に、企画室及び留置管理室を附置する。

3 企画室においては、第1項第1号、第3号から第
5号まで及び第10号に掲げる事務を処理する。

4 留置管理室においては、第1項第8号及び第9号
に掲げる事務を処理する。

(教養課)

第7条 教養課においては、次に掲げる事務をつかさ
どる。

- (1) 職場教養の企画に関すること。
- (2) 学校教養の企画に関すること。
- (3) 術科の企画及び指導に関すること。

(厚生課)

第8条 厚生課においては、次に掲げる事務をつかさ
どる。

- (1)~(4) 略

(情報管理課)

第9条 情報管理課においては、次に掲げる事務をつ
かさどる。

- (1)~(4) 略
- (5) 犯罪捜査情報等の照会に関すること。

2 情報管理課に、照会センターを附置する。

3 照会センターにおいては、第1項第5号に掲げる
事務を処理する。

(監察官室)

第10条 略

(生活安全部の分課)

第11条 略

(生活安全企画課)

第12条 略

2 生活安全企画課に、地域安全対策室を附置する。

3 地域安全対策室においては、第1項第2号及び第
3号に掲げる事務を処理する。

(警務課の所掌事務)

第5条 略

(教養課の所掌事務)

第6条 教養課においては、次に掲げる事務をつかさ
どる。

- (1) 職場教養に関すること。
- (2) 学校教養に関すること。
- (3) 術科の訓練に関すること。

(厚生課の所掌事務)

第6条の2 厚生課においては、次の各号に掲げる事
務をつかさどる。

- (1)~(4) 略

(情報管理課の所掌事務)

第6条の3 情報管理課においては、次に掲げる事務
をつかさどる。

- (1)~(4) 略
- (5) 照会センターの運用に関すること。

(監察官室の所掌事務)

第6条の4 略

(生活安全部の分課)

第6条の5 略

(生活安全企画課の所掌事務)

第6条の6 略

<p>(少年課) <u>第13条 略</u> <u>2 少年課に、少年サポートセンターを附置する。</u> <u>3 少年サポートセンターにおいては、第1項第3号及び第4号に掲げる事務を処理する。</u></p>	<p>(少年課の所掌事務) <u>第6条の7 略</u></p>
<p>(生活環境課) <u>第14条 略</u></p>	<p>(生活環境課の所掌事務) <u>第6条の8 略</u></p>
<p>(地域課) <u>第15条 地域課においては、次に掲げる事務をつかさどる。</u> (1)~(7) 略 <u>2 地域課に、航空隊及び鉄道警察隊を附置する。</u> <u>3 航空隊においては、第1項第4号に掲げる事務を処理する。</u> <u>4 鉄道警察隊においては、第1項第5号に掲げる事務を処理する。</u></p>	<p>(地域課) <u>第6条の9 地域課においては、次の各号に掲げる事務をつかさどる。</u> (1)~(7) 略</p>
<p>(通信指令課) <u>第16条 略</u></p>	<p>(通信指令課) <u>第6条の10 略</u></p>
<p>(自動車警ら隊) <u>第17条 略</u></p>	<p>(自動車警ら隊) <u>第6条の11 略</u></p>
<p>(刑事部の分課) <u>第18条 略</u></p>	<p>(刑事部の分課) <u>第7条 略</u></p>
<p>(捜査第一課) <u>第19条 捜査第一課においては、次に掲げる事務をつかさどる。</u> (1)~(12) 略 <u>(13) 機動捜査活動に関すること。</u> (14) 略 <u>2 捜査第一課に、刑事捜査指導室及び機動捜査隊を附置する。</u> <u>3 刑事捜査指導室においては、第1項第1号、第11号及び第12号に掲げる事務を処理する。</u> <u>4 機動捜査隊においては、第1項第13号に掲げる事務を処理する。</u></p>	<p>(捜査第一課の所掌事務) <u>第8条 捜査第一課においては、次に掲げる事務をつかさどる。</u> (1)~(12) 略 <u>(13) 略</u></p>
<p>(捜査第二課) <u>第20条 略</u></p>	<p>(捜査第二課の所掌事務) <u>第8条の2 略</u></p>
<p>(組織犯罪対策課)</p>	<p>(組織犯罪対策課の所掌事務)</p>

第21条 略

2 組織犯罪対策課に、組織犯罪特別捜査隊を附置する。

3 組織犯罪特別捜査隊においては、第1項第1号、第2号及び第5号に掲げる事務を処理する。

(鑑識課)

第22条 鑑識課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

(1)~(5) 略

(科学捜査研究所)

第23条 科学捜査研究所(以下「研究所」という。)においては、次に掲げる事務をつかさどる。

(1)及び(2) 略

(交通部の分課)

第24条 略

(交通企画課)

第25条 交通企画課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

(1)~(8) 略

2 交通企画課に、交通規制室を附置する。

3 交通規制室においては、第1項第3号、第5号及び第6号に掲げる事務を処理する。

(交通指導課)

第26条 交通指導課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

(1)~(3) 略

2 交通指導課に、交通反則通告センターを附置する。

3 交通反則通告センターにおいては、第1項第2号に掲げる事務のうち、交通反則の通告等に関する事務を処理する。

(運転免許課)

第27条 運転免許課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

(1)~(4) 略

2 運転免許課に、鳥取県自動車運転免許試験場(以下「免許試験場」という。)を附置する。

3 免許試験場においては、第1項第1号に掲げる事

第8条の3 略

(鑑識課の所掌事務)

第8条の4 鑑識課においては、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

(1)~(5) 略

(科学捜査研究所の所掌事務)

第8条の5 科学捜査研究所(以下「研究所」という。)においては、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

(1)及び(2) 略

(交通部の分課)

第9条 略

(交通企画課の所掌事務)

第10条 交通企画課においては、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

(1)~(8) 略

(交通指導課の所掌事務)

第11条 交通指導課においては、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

(1)~(3) 略

(運転免許課の所掌事務)

第12条 運転免許課においては、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

(1)~(4) 略

務を処理する。

(交通機動隊)

第28条 略

(高速道路交通警察隊)

第29条 高速道路交通警察隊においては、次に掲げる事務をつかさどる。

(1)～(5) 略

(警備部の分課)

第30条 略

(警備第一課)

第31条 略

2 警備第一課に、国際テロ対策室を附置する。

3 国際テロ対策室においては、第1項第2号(同項第4号クに係るものに限る。)及び第4号クに掲げる事務を処理する。

(警備第二課)

第32条 略

(機動隊)

第33条 機動隊においては、次に掲げる事務をつかさどる。

(1)～(3) 略

(警察学校)

第34条 鳥取県警察学校(以下「学校」という。)においては、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 警察職員の初任教養及び初任補修教養に関すること。

(2) 現任警察職員の教養訓練に関すること。

(警察本部の課等の内部組織の設置)

第35条 略

(警察署の内部組織の設置)

第36条 警察署の事務を分掌させるため、警察署の内部組織として幹部派出所、課及び係を置く。

2 前項の内部組織に関し必要な事項は、本部長が定める。

(部長)

(交通機動隊の所掌事務)

第13条 略

(高速道路交通警察隊の所掌事務)

第14条 高速道路交通警察隊においては、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

(1)～(5) 略

(警備部の分課)

第14条の2 略

(警備第一課の所掌事務)

第14条の3 略

(警備第二課の所掌事務)

第14条の4 略

(機動隊の所掌事務)

第14条の5 機動隊においては、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

(1)～(3) 略

(警察学校の所掌事務)

第15条 鳥取県警察学校(以下「学校」という。)においては、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

(1) 初任巡査の教養訓練に関すること。

(2) 現任警察官の教養訓練に関すること。

(課等の内部組織の設置)

第16条 略

(部長)

第37条 部に部長を置き、警視正又は警視の階級にある警察官をもって充てる。

2 略

(総括参事官及び参事官)

第38条 部に総括参事官及び参事官を置き、警視正又は警視の階級にある警察官をもって充てる。

2 総括参事官は、本部長の命を受け、部長を補佐し、部の重要事項に関する事務を総括し、部内の職員を指揮監督するとともに、他部との総合調整に関する事務を掌理する。

3 参事官は、本部長の命を受け、部長を補佐し、部の重要事項に関する事務を掌理し、部下の職員を指揮監督する。

(首席監察官)

第39条 略

(地域統括参事官)

第40条 生活安全部に地域統括参事官を置き、警視正又は警視の階級にある警察官をもって充てる。

2 地域統括参事官は、本部長の命を受け、部長を補佐し、地域警察に関する事務を掌理し、部下の職員を指揮監督する。

(課長、室長、所長及び隊長)

第41条 本部の課に課長を、監察官室に室長を、研究所に所長を、自動車警ら隊、交通機動隊、高速道路交通警察隊及び機動隊に隊長を置き、警視正若しくは警視の階級にある警察官又は一般職員(警察職員のうち警察官以外の職員をいう。以下同じ。)をもって充てる。

2 課長、室長、所長及び隊長は、上司の命を受け、課等の事務を掌理し、部下の職員を直接指揮する。

(企画官)

第42条 略

(監察官)

第43条 略

(広報官)

第44条 略

第17条 部に部長を置き、警視正又は警視の階級にある警察官をもって充てる。

2 略

(参事官)

第17条の2 部に参事官を置き、警視正又は警視の階級にある警察官をもって充てる。

2 参事官は、上司の命を受け、部の重要事項に関する事務を統括し、部下の職員を指揮監督する。

(首席監察官)

第17条の3 略

(課長、監察官室長、所長及び隊長)

第18条 本部の課に課長を、監察官室に監察官室長を、研究所に所長を、自動車警ら隊、交通機動隊、高速道路交通警察隊及び機動隊に隊長を置き、警視正若しくは警視の階級にある警察官又は一般職員(警察職員のうち警察官以外の職員をいう。以下同じ。)をもって充てる。

2 課長、監察官室長、所長及び隊長は、上司の命を受け、課等の事務を掌理し、部下の職員を直接指揮する。

(企画官)

第18条の2 略

(監察官)

第19条 略

(広報官)

第19条の2 略

(首席師範)

第45条 警務部に首席師範を置き、警視の階級にある警察官をもって充てる。

2 首席師範は、上司の命を受け、柔道、剣道及び逮捕術の指導に関する事務を総括する。

(検視官)

第46条 刑事部に検視官を置き、警視の階級にある警察官をもって充てる。

2 検視官は、上司の命を受け、死体の検視、見分及び検証に関する事務を掌理し、部下の職員を指揮監督する。

(管理官等)

第47条 特命事項を分担させるため必要があると認めるときは、部に管理官、調査官又は参事を置く。

2及び3 略

(首席師範)

第19条の3 教養課に首席師範を置き、警視の階級にある警察官をもって充てる。

2 首席師範は、上司の命を受け、柔道、剣道又は逮捕術の指導に関する事務を総括する。

(管理官等)

第20条 特命事項を分担させるため必要があると認めるときは、部及び警察署に管理官、調査官又は参事を置くことができる。

2及び3 略

(監査室)

第20条の2 会計課に、監査室を附置する。

2 監査室の位置は、鳥取市とする。

3 監査室は、第4条第4号に掲げる事務をつかさどる。

4 監査室に、室長を置き、警視の階級にある警察官又は一般職員をもって充てる。

5 室長は、上司の命を受け、監査室の事務を掌理し、部下の職員を指揮監督する。

(地域安全対策室)

第20条の3 生活安全企画課に、地域安全対策室を附置する。

2 地域安全対策室の位置は、鳥取市とする。

3 地域安全対策室は、第6条の6第2号及び第3号に掲げる事務をつかさどる。

4 地域安全対策室に、室長を置き、警視の階級にある警察官をもって充てる。

5 室長は、上司の命を受け、地域安全対策室の事務を掌理し、部下の職員を指揮監督する。

(鉄道警察隊)

第21条 地域課に、鉄道警察隊を附置する。

2 鉄道警察隊の位置は、鳥取市とする。

3 鉄道警察隊は、第6条の9第5号に掲げる事務を

つかさどる。

4 鉄道警察隊に、隊長を置き、警視の階級にある警察官をもって充てる。

5 隊長は、上司の命を受け、鉄道警察隊の事務を掌理し、部下の職員を指揮監督する。

(組織犯罪特別捜査隊)

第21条の2 組織犯罪対策課に、組織犯罪特別捜査隊を附置する。

2 組織犯罪特別捜査隊の位置は、鳥取市とする。

3 組織犯罪特別捜査隊は、第8条の3第1号、第2号及び第5号に掲げる事務をつかさどる。

4 組織犯罪特別捜査隊に、隊長を置き、警視の階級にある警察官をもって充てる。

5 隊長は、上司の命を受け、組織犯罪特別捜査隊の事務を掌理し、部下の職員を指揮監督する。

(自動車運転免許試験場)

第22条 運転免許課に、自動車運転免許試験場(以下「免許試験場」という。)を附置する。

2 免許試験場の位置は、東伯郡湯梨浜町とする。

3 免許試験場は、第12条第1号に掲げる事務をつかさどる。

4 免許試験場に、場長を置き、警視の階級にある警察官をもって充てる。

5 場長は、上司の命を受け、免許試験場の事務を掌理し、部下の職員を指揮監督する。

(国際テロ対策室)

第22条の2 警備第一課に、国際テロ対策室を附置する。

2 国際テロ対策室の位置は、鳥取市とする。

3 国際テロ対策室は、第14条の3第2号(同条第4号クに係るものに限る。)及び第4号クに掲げる事務をつかさどる。

4 国際テロ対策室に、室長を置き、警視の階級にある警察官をもって充てる。

5 室長は、上司の命を受け、国際テロ対策室の事務を掌理し、部下の職員を指揮監督する。

(附置機関の長)

第48条 本部の課に附置する室、隊、センター及び試験場(以下「附置機関」という。)に、それぞれ室長、隊長、センター長又は場長(以下「附置機関の長」という。)を置き、警視の階級にある警察官又

<p><u>は一般職員をもって充てる。</u></p> <p><u>2 附置機関の長は、課長の命を受け、附置機関に関する事務を掌理し、部下の職員を指揮監督する。</u></p> <p>(校長) 第49条 略</p> <p>(副校長) 第50条 略</p> <p>(警察署長) 第51条 警察署長は、警視正又は警視の階級にある警察官をもって<u>充てる</u>。</p> <p>(副署長) 第52条 略</p> <p>2 副署長は、警視の階級にある警察官をもって<u>充てる</u>。 3 略</p> <p>(刑事官) 第53条 略</p> <p>(管理官) 第54条 <u>特命事項を分担させるため必要があると認めるときは、警察署に管理官を置く。</u></p> <p>2 <u>管理官は、警視若しくは警部の階級にある警察官又は一般職員をもって充てる。</u></p> <p>3 <u>管理官は、上司の命を受け、特命事項に関する事務を掌理し、部下の職員を指揮監督する。</u></p> <p>(委任) 第55条 略</p>	<p>(校長) 第22条の3 略</p> <p>(副校長) 第22条の4 略</p> <p>(警察署の幹部派出所、課及び係の設置) 第23条 <u>警察署の事務を分掌させるため、警察署に幹部派出所、課及び係を置くことができる。</u></p> <p>2 <u>前項の幹部派出所、課及び係に関し必要な事項は、本部長が定める。</u></p> <p>(警察署長) 第24条 警察署長は、警視正又は警視の階級にある警察官をもって<u>あてる</u>。</p> <p>(副署長) 第25条 略</p> <p>2 副署長は、警視の階級にある警察官をもって<u>あてる</u>。 3 略</p> <p>(刑事官) 第25条の2 略</p> <p>(委任) 第26条 略</p>
---	--

附 則

この規則は、平成21年3月26日から施行する。